第四条の十一第一項中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に、「第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の六第一項第一号ホ」に改める。

第四条の十一の二第一項中「若しくはロ」を「からニまでのいずれか」に、「又は第二号」を「から第五号までのいずれか」に改める。

第四条の十二中「若しくはロ」を「、ロ若しくはハ」に改める。

第四条の十三第一項中「第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の六第一項第一号ホ」に、「第十一条の三の五第二項第三号」を「第十一条の三の五第二項第五号」に改める。

第五条第六項中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に改める。

第五条の十第三項中「第十一条の三の六の三第一項第三号」を「第十一条の三の六の三第一項第五号」に改める。

第九条第四項中「三万円」を「一万六千円」に改め、同条第五項第一号中「二千グラム」を「一千四百グラム」に、「三十三週」を「三十二週」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（特定疾病給付対象療養の認定に関する経過措置）

2　平成二十七年一月から同年十二月までの間においては、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者及び私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する病院等にこの省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則（以下「新規則」という。）第四条の十一の二第二項に規定する限度額適用認定証又は新規則第四条の十三第二項に規定する限度額適用証を提出して私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第七項に規定する特定疾病給付対象療養を受けた者については、新規則第四条の九の二第一項の申出に基づく事業団の認定を受けているものとみなす。

（出産費及び家族出産費に関する経過措置）

3　この省令の施行の日前の出産に係る私立学校教職員共済法施行規則第九条第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

○文部科学省令第三十七号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第三条第一項第一号イの規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日　　文部科学大臣　下村　博文

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第六項」を「第十項」に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号ただし書」を「第九条第一項第一号ただし書」に改め、同条第三項中「第十条第一項第二号本文」を「第九条第一項第二号本文」に、「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同条第四項中「第十条第一項第二号ただし書」を「第九条第一項第二号ただし書」に、「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同条第七項中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に、「第七項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第四十二条第一項第三号ただし書」を「第九条第一項第五号ただし書」に、「第十条第一項第三号ただし書」を「第二十九条の三第一項第五号ただし書」に、「第十一条の三の五第一項第三号ただし書」を「第二十三条の三の四第一項第五号ただし書」に、「第十一条の三の六第一項第三号ただし書」を「第二十三条の三の四第一項第五号ただし書」に、「第十一条の三の五第一項第三号ただし書」を「第二十三条の三の四第一項第五号ただし書」に、「第十一条の三の六第一項第三号ただし書」を「第二十三条の三の四第一項第五号ただし書」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第四十二条第一項第三号本文」を「第九条第一項第五号本文」に、「第十条第一項第三号本文」を「第九条第一項第五号本文」に、「第二十九条の三第一項第三号本文」を「第二十九条の三第一項第五号本文」に、「第十一条の三の五第一項第三号本文」を「第十一条の三の五第一項第五号本文」に、「第十一条の三の六第一項第三号本文」を「第十一条の三の六第一項第五号本文」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第三号本文、船員保険法施行令第九条第一項第三号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第三号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第三号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第三号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの文部科学省令で定める額は、十六万七千四百円と、その単位療養につき健康保険法施行令第四十二条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。

6　児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第三号ただし書、船員保険法施行令第九条第一項第三号ただし書、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第三号ただし書、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第三号ただし書（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第三号ただし書の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの文部科学省令で定める額は、九万三千円とする。

7　児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第四号本文、船員保険法施行令第九条第一項第四号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第四号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第四号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第四号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第四号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの文部科学省令で定める額は、五万七千六百円とする。

8　児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第四号ただし書、船員保険法施行令第九条第一項第四号ただし書、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第四号ただし書、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第四号ただし書（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第四号ただし書の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの文部科学省令で定める額は、四万四千四百円とする。

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

○経済産業省令第六十九号

弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十条第二項第二号及び第十六条の規定に基づき、弁理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

弁理士法施行規則の一部を改正する省令

弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次のように改正する。